入札説明書

令和８年札幌市告示第2883号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和８年7月21日

２　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎７階
札幌市都市局市街地整備部総務課庶務係
電話　011-211-2555　FAX　011-218-5176
mail　soumu.toshi-keiyaku@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項

⑴　役務名　「札幌アートヴィレッジ」草刈・清掃・倒木枝葉処理業務
⑵　調達案件の仕様等　別添仕様書による
⑶　履行期間　契約締結の日から令和８年９月11日（金）までとする。
⑷　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　令和８～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されている市内業者であり、一般廃棄物（伐採物・抜根等限定）収集運搬業許可業者であること。
⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
⑷　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でないこと。
⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

５　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、説明書及び設計書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

⑵　入札書の受領期限

令和８年８月３日（月）17時15分（必着）

⑶　入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、送付又は持参により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年８月４日（火）９時00分開札〈「札幌アートヴィレッジ」草刈・清掃・倒木枝葉処理業務　入札書在中〉」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。ま

た、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「令和８年８月４日（火）９時 00 分開札〈「札幌アートヴィレッジ」草刈・清掃・倒木枝葉処理業務　入札書在中〉」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない（必着）。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑷　調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア　提出方法

「仕様等に対する質問票」を用いて、持参、送付、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、令和８年７月28日（火）の午後５時15分までに提出すること。

ウ　回答の方法

質問を受理した日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、局ホームページに掲載する。

⑸　入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

⑹　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

⑺　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑻　開札の日時及び場所

令和８年８月４日（火）　９時 00 分

札幌市都市局市街地整備部総務課事務室

⑼　開札

ア　入札者又はその代理人は立会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

⑶ 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑷　落札者の決定方法

ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

イ　落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　落札候補者は下記の審査を行い、その結果入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札者とする。

＜審査＞

落札候補者は、落札候補者の決定があった日（原則開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

上記審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑸　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑹　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑺　契約条項　別添契約書（案）のとおり

⑻　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く）に、上記２に書面（様式は自由）を提出することにより説明を求めることができる。